

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 11 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙
のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

平成 27 年 3 月 31 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(均等割の税率)	(均等割の税率)
第25条 ……略……	第25条 ……略……
2 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 次に掲げる法人 年額 50,000円 ア～エ ……略……	(1) 次に掲げる法人 年額 50,000円 ア～エ ……略……
オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この項及び第4項</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号</u> に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（ <u>保険業法に規定する相互会社</u> にあっては、 <u>令第45条の3の2</u> に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下 <u>この項</u> において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの
(2)～(9) ……略……	(2)～(9) ……略……
3 ……略……	3 ……略……
4 資本金等の額を有する法人（ <u>保険業法に規定する相互会社を除</u>	

く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 ……略……

2～5 ……略……

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第35条の2第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 ……略……

2～5 ……略……

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第35条の2第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第35条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第33条の9

……略……

2

……略……

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする社会福祉事業等を経営する者がすべき申告）

第40条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第6号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属

第33条の9

……略……

2

……略……

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする社会福祉事業等を経営する者がすべき申告）

第40条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第6号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属

しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) ……略……

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第40条の4 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(8) ……略……

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年

しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) ……略……

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第40条の4 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(8) ……略……

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年

度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下本条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定

度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下本条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定

資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合

資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の60を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の20を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合

における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその農地に係る

における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、その農地に係るその年度分の固定資産税額が、その農地に係るその年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、その農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額をその農地に係る

その年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
……略……	……略……

第13条の4 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の

その年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、その農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
……略……	……略……

第13条の4 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の20を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の

固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に100分の50を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項各号に掲げる価格」とあるのは「令第54条の38第1項各号に掲げる価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に100分の50を乗じて得た額」とする。

3～5

……略……

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が

固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第124条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に100分の50を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項各号に掲げる価格」とあるのは「令第54条の38第1項各号に掲げる価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に100分の50を乗じて得た額」とする。

3～5

……略……

第16条 削除

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2. 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3. 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

第2条 立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
(軽自動車税の税率の特例)			(軽自動車税の税率の特例)		
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第67条第2号ア	3,900 円	4,600 円	第67条第2号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円		6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円		10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円		3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円		5,000 円	6,000 円
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車					

年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条第2号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附 則

(施行期日)

第 1 条

……略……

(1) 及び (2)

……略……

- (3) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例第 67 条第 2 号アの改正規定（「3,600 円」に係る部分を除く。）並びに附則第 4 条第 1 項及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部分を除く。）の規定
平成 27 年 4 月 1 日

(4) ……略……

- (5) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例第 17 条、第 33 条の 7、第 35 条の 2 第 1 項及び第 67 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定（「3,600 円」に係る部分に限る。）及び同号イの改正規定並びに同条第 3 号の改正規定並びに附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定
平成 28 年 4 月 1 日

(6) 及び (7) ……略……

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 67 条第 2 号ア（「3,600 円」に係る部分を除く。）の規

附 則

(施行期日)

第 1 条

……略……

(1) 及び (2)

……略……

- (3) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例第 67 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部分を除く。）の規定
平成 27 年 4 月 1 日

(4) ……略……

- (5) 第 1 条中立川市市税賦課徴収条例第 17 条、第 33 条の 7、第 35 条の 2 第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定
平成 28 年 4 月 1 日

(6) 及び (7) ……略……

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 67 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税

定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第67条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第67条第2号 ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条	

について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第67条第2号 ア		3,900円	3,100円
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条	

新条例附則第16条第1項の表第67条第2号アの項	第67条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア	新条例附則第16条の表第67条第2号アの項	第67条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定中附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段に定めるものを除き、改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

